広報しんじゅく

「新宿力」で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

平成26年（2014年）6・5

第2105号

発行 新宿区　編集 区政情報課　（毎月5・15・25日発行）
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1　☎(3209)1111
ホームページ HP http://www.city.shinjuku.lg.jp/
携帯電話版 HP http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/
携帯電話用二次元コード

今号の主な内容

3面 特別区民税・都民税 税額決定・納税通知書をお送りします

4・5面 高齢者福祉サービスのご利用を

8面 給付金申請 申請手続きから支給までの流れ

落下物・飛散物による事故防止のために定期的な点検を

大雨にご注意を

しんじゅくコール
☎(3209)9999 FAX(3209)9900
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

新宿区 臨時福祉給付金
新宿区 子育て世帯臨時特例給付金

4月からの消費税率の引き上げに際し、住民税が課税されていない方や子育て世帯への影響を緩和するために実施する「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の申請手続きが始まります。

給付金制度の内容、申請書の送付時期、受付期間のほか、申請手続きから支給までの流れ（8面）についてお知らせします。

臨時福祉給付金

●支給の対象

平成26年1月1日現在、新宿区に住民登録があり、平成26年度の特別区民税（均等割）が課税される方の扶養親族や、生活保護を受けている方等（保護基準等の改定により消費税率の引き上げの負担増に対応しています）は対象になりません。

※均等割が課税されるかどうかは、6月10日㈫以降に確定します。

●支給額

1人に付き1万円

★次の年金や手当等を1つでも受給している場合は、5千円が加算されます。

- 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等
- 児童扶養手当
- 特別児童扶養手当
- 障害児福祉手当
- 特別障害者手当
- 経過的福祉手当
- 原爆被爆者諸手当
- 毒ガス障害者対策手当
- ガス障害者対策手当
- 予防接種法に基づく健康被害救済給付金
- 新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金
- 医薬品副作用被害救済制度の副作用救済給付または生物由来製品感染等被害救済制度の感染救済給付

◆臨時福祉給付金の申請書は6月中旬～7月末に対象となる方に順次郵送します

子育て世帯臨時特例給付金

●支給の対象

平成26年1月1日現在、新宿区に住民登録があり、平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）を受給し、平成25年中の所得が児童手当の所得制限（下表）に満たない方

※上記の「臨時福祉給付金」の対象になる方、生活保護を受けている方等（保護基準等の改定により消費税率の引き上げの負担増に対応しています）は対象になりません。

児童手当の所得制限額

扶養親族の人数	所得制限額	25年中の収入の目安
0人	622万円	833万3,000円
1人	660万円	875万6,000円
2人	698万円	917万8,000円
3人	736万円	960万円

※以降扶養親族が1人増えるごとに38万円を所得制限額に加算

●支給額

対象児童1人に付き1万円

◆子育て世帯臨時特例給付金の申請書は6月中旬に平成26年1月分の児童手当を受給している方に郵送します

（平成25年中の所得の状況等によっては支給の対象にならないことがあります）

★区内在住の公務員で平成26年1月分の児童手当を受給している方には、勤務先から申請書と児童手当受給状況証明書が交付されます。申請書と添付書類を、新宿区臨時福祉給付金等対策室へ郵送してください。

申請書の受付期間はいずれの給付金も6月18日㈬～12月17日㈬

申請書が届いた方は必要事項を記入し、添付書類とともに返信用封筒でご返送ください。新宿区臨時福祉給付金等対策室（本庁舎6階）でも受け付けます。

- 6月18日㈬～9月17日㈬は、区役所第1分庁舎1階ロビーに受付窓口を開設します（土・日曜日、祝日は休み。ただし、6月22日、7月27日、8月24日の日曜日は開設します）。
- 申請について詳しくは、専用コールセンター（左記）でご案内しています。
- 8面に申請手続きから支給までの流れを掲載しています。

申請手続きなどのお問い合わせは

新宿区臨時福祉給付金等専用コールセンター

☎0120(78)9292（無料）

【開設期間】12月17日㈬まで（土・日曜日、祝日は休み）

※6月21日㈯～8月24日㈰の土・日曜日、祝日は、お問い合わせにお答えします。

【受付時間】午前9時～午後5時（火曜日は午後7時まで）

コールセンターでは給付金の制度、申請方法、申請書や支給決定通知書の発送状況について、オペレーターがご案内します。

「私は住民税が課税されているか」「実際に給付金の対象になるか」など個別の内容は、左記の臨時福祉給付金等対策室にお問い合わせください。

【給付金事業の担当】新宿区臨時福祉給付金等対策室
〒160-8484 歌舞伎町1―4―1、本庁舎6階
☎(5273)4351 FAX(5273)4366

★本紙は新聞折り込みでお届けしています。主な区立施設・駅・スーパー・新聞販売店などにも置いています。新聞を購読していない方には配達します。